

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月31日

豊 田 市 長 殿

提出者

住 所 豊田市扶桑町4丁目34番地1

氏 名 三竹生コンクリート株式会社

代表取締役 佐藤 則孝

電話番号 0565-89-1717

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三竹生コンクリート株式会社
事業場の所在地	豊田市扶桑町4丁目34番地1
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 76,016万円
③従業員数	18名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	戻りコンクリート コンクリートくず：固化後、処理業者に委託して再生路盤材として再資源化 設備等の洗浄コンクリート残さ コンクリートくず：戻りコンクリートと混合固化させ処理業者にて再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長（公害防止統括責任者）

↓

工場長（産業廃棄物担当管理者）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類

コンクリートくず

排 出 量

5,086 t

0 t

(これまでに実施した取組)

洗浄回数の抑制

有償化による戻りコンクリートの抑止

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類

コンクリートくず

排 出 量

5,000 t

0 t

(今後実施する予定の取組)

発注方法の厳格化

有償化による戻りコンクリートの抑止

洗浄方法の改善

設備の調整

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
コンクリートくずのみ

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1659 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 固化する前に簡易な製品を作成		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	1,300 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状を継続し、作成する製品数を増やす。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	全 処 理 委 託 量	5,086 t	0 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	5,086 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 再利用業者に処理委託を行い、最終処分量を低減させた。 自社においても再利用業者より再生資源を購入し販売を行う。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	—
	全 処 理 委 託 量	5,000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5,000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。